

議案第 8 1 号

久喜市行政評価委員会条例の一部を改正する条例

久喜市行政評価委員会条例(平成25年久喜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「8人」を「13人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(久喜市行政改革推進委員会条例の廃止)
- 2 久喜市行政改革推進委員会条例(平成23年久喜市条例第2号)は、廃止する。
(久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表行政改革推進委員会の項を削る。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市行政評価委員会の組織を改める改正等を行いたいので、この案を提出するものであります。